

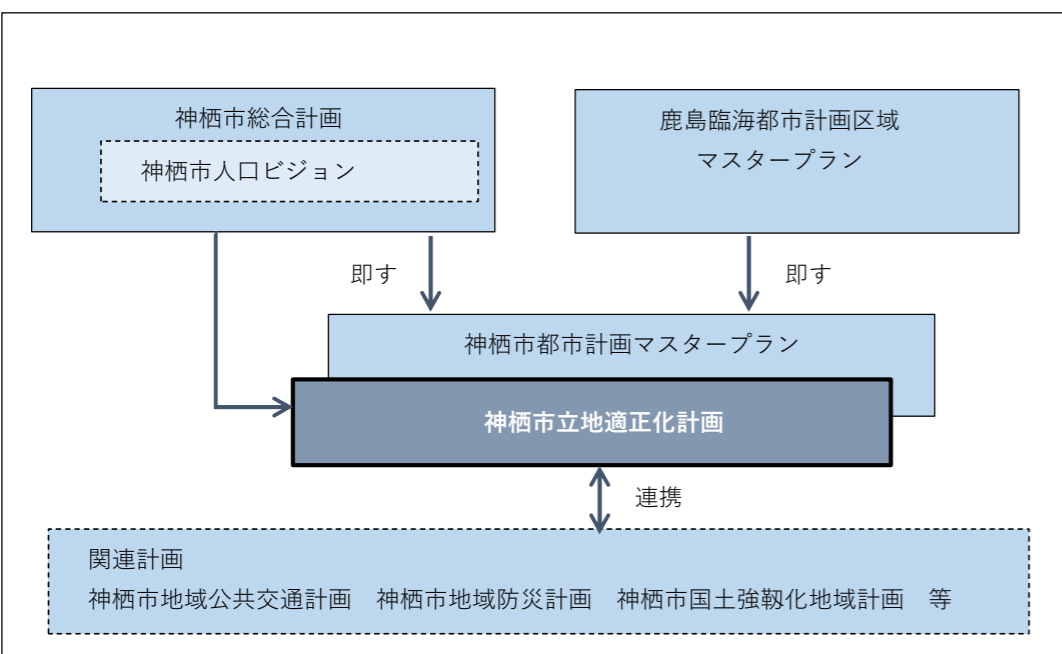
計画の概要

目的: 急速に進む人口減少や少子高齢化などにより都市が抱える課題に対応するため、都市機能や居住機能を誘導区域へ集約していくコンパクトシティの形成と、それらと連携した公共交通ネットワークの形成を図ることにより、一定エリアにおいて人口密度を維持し、持続可能な都市運営を目指すための計画です。

対象範囲: 神栖市全域

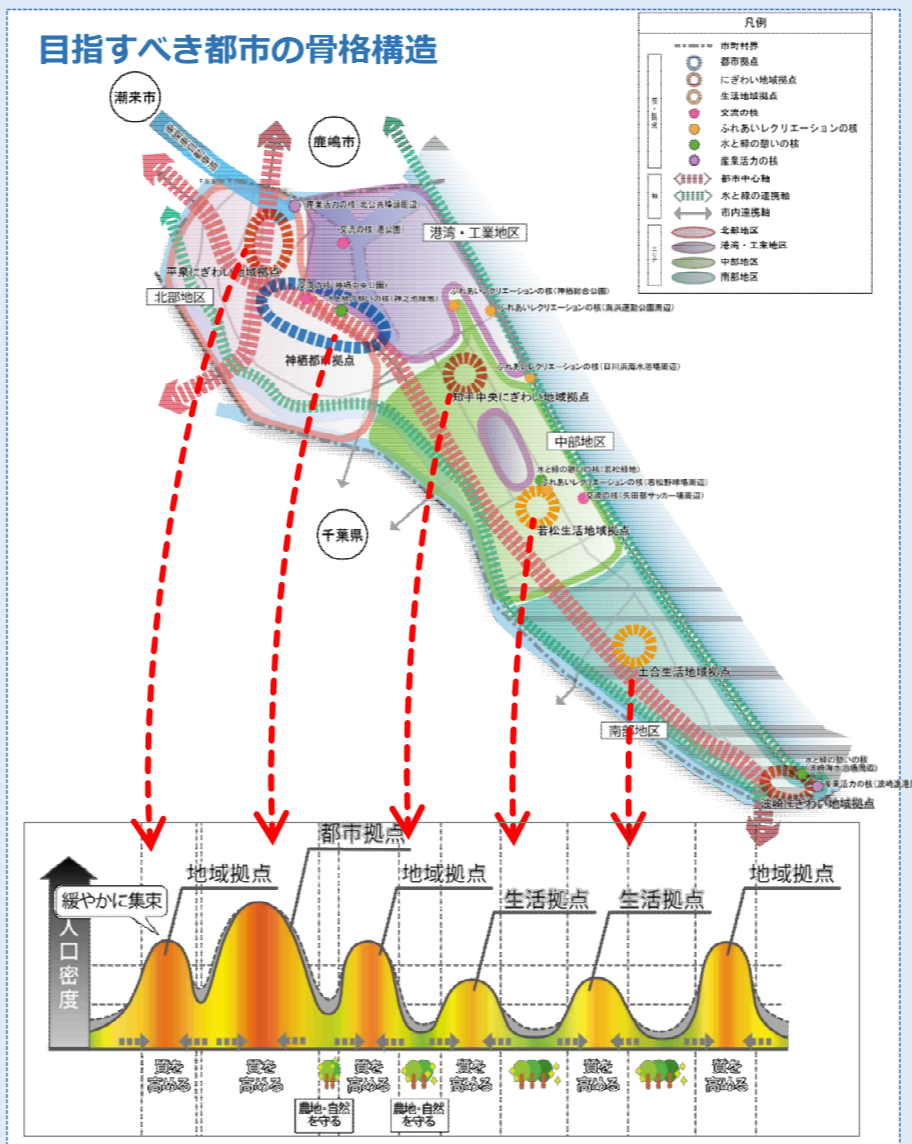
計画期間: 令和4年(2022年)～令和24年(2042年)

計画の位置付け: 「神栖市総合計画」や茨城県「鹿島臨海都市計画区域マスタープラン」に即し、都市計画マスタープランの一部と見なされます。



基本的な方針

目指すべき都市の骨格構造



居住誘導区域の設定方針

市街化区域

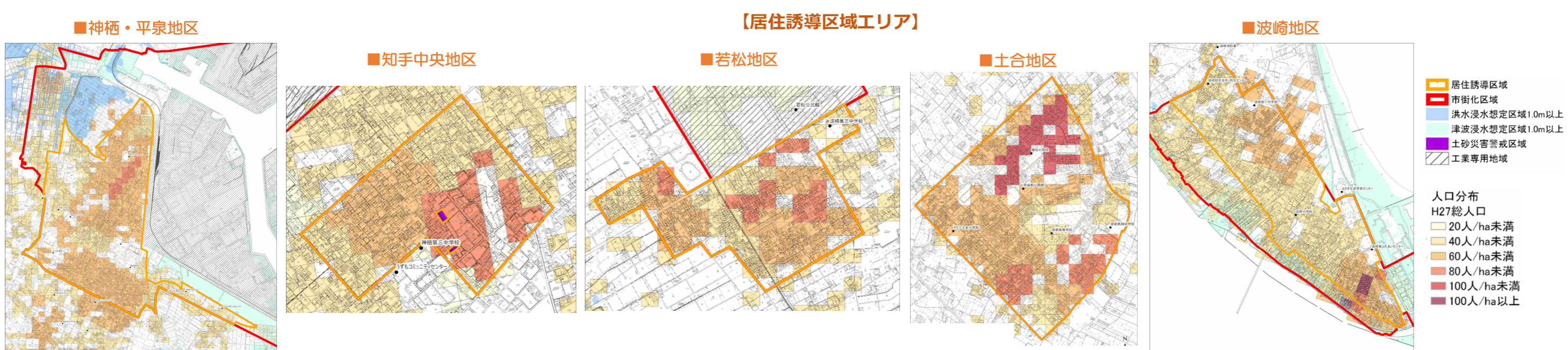
■居住誘導を図るエリア

- ①将来においても人口密度が保たれる区域
 - 市街化区域のうち、地区全体の将来人口が**平均 22.6 人/ha 以上**見込まれる地区のうち、現時点(平成27年国勢調査)で、**平均 22.6 人/ha 以上の箇所**
- ②災害等の安全性が確保できる区域
 - 洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域に該当しない箇所
 - 洪水浸水想定区域のうち、**1.0m未満の箇所においては、30分以内に500m圏内の避難場所又は浸水想定区域外に避難できる箇所**
 - 津波浸水想定区域のうち、**1.0m未満の箇所においては、30分以内に500m圏内の避難場所又は浸水想定区域外に避難できる箇所**

■居住誘導を行わないエリア

- ③災害上の危険性が懸念されるエリア
 - 土砂災害警戒区域
 - 洪水浸水想定区域のうち、**1.0m以上の箇所**
 - 津波浸水想定区域のうち、**1.0m以上の箇所**
- ④法令や条例に基づき、住宅の建築が制限されているエリア
 - 工業専用地域、工業地域 等

居住誘導区域



都市機能誘導区域の設定方針

市街化区域

■都市機能誘導区域を設定する地区の条件

- ①居住誘導区域内**
 - ・前項で検討を行った居住誘導区域の範囲内
- ②生活サービス施設が集約立地している地区の抽出**
 - ・生活サービス施設の集約立地状況
- ③概ねバスの停留所から300m圏の範囲**
 - ・コミュニティバスの他、民間事業者の定時運行バス
- ④概ね生活サービス施設から800m圏の範囲**
 - ・大規模小売店舗法に基づく大規模小売店舗
 - ・行政施設：市役所、支所
 - ・防災機能を有した施設：防災アリーナ、防災センター
- ⑤住居専用系の用途を除く地域を設定**
 - ・原則、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層専用地域、第二種中高層住居専用地域を設定対象から除く
- ⑥主要幹線道路沿いなど将来にわたり土地利用が見込まれる区域を設定**
 - ・市内の主な幹線道路として国道や県道、さらに生活道路沿道の土地利用が将来にわたり見込まれる区域を設定
- ⑦今後の活用が想定される公共用地**

都市機能誘導区域

【都市機能誘導区域エリア】

■神栖・平泉地区（主たる都市機能誘導区域）

■波崎地区（副都市機能誘導区域）

【各誘導区域エリアのイメージ（まとめ）】

【居住誘導区域外の取り扱い】

居住誘導区域は、居住誘導区域外から区域内に住み替えを強制するものではなく、長期的な視点で緩やかに居住を誘導するものです。

居住誘導区域外であっても、地域の特性に応じた暮らしやすい生活環境を維持しながら、機能の集約を図る拠点との機能分担を図りつつ、地域コミュニティの持続を目指します。

誘導施設の設定

都市機能誘導区域ごとに、現時点の施設の充足状況や配置などを区域の周辺まで含めて状況を整理し、現在不足している施設（機能・役割）や、今後とも維持が求められる施設（機能・役割）を対象に設定します。

区域の外に立地している誘導施設においては、今後、複合化による集約や移転の際には、区域内への誘導の検討を行うとともに、区域内に不足している機能については、新たに施設を誘導します。

神栖・平泉地区は、行政機能や商業機能などが集積しており、市の中心的役割を担う拠点です。現在、市全域を対象とした住民の利便性に寄与する都市機能は、充足していると考えられ、おおむね現状を維持する形で誘導施設を設定します。

波崎地区は、漁業を中心に栄え、まちなかでは商業機能などが集積しています。旧波崎町の中心であったことから、居住を促進するために必要なサービス機能が充実した地域拠点となっております。

機能	誘導施設の種類	
	神栖・平泉地区	波崎地域
行政機能	本庁舎 福祉事務所	支所
介護福祉機能	地域包括支援センター	支所
子育て機能	子育て世代包括支援センター	支所
商業機能	大規模小売店舗	大規模小売店舗
医療機能	病院 診療所	診療所
金融機能	銀行 信用金庫 信用組合	銀行 信用金庫 信用組合
教育・文化・交流機能	図書館	図書館
	公民館 文化センター	公民館 コミュニティセンター
	運動施設	運動施設

目標の設定

目標1 居住誘導区域内の平均の人口密度

目標指標	基準値 (計画策定時に用いた値)	目標値(2042年)
居住誘導区域の人口密度の下限値	平均 22.6人/ha	平均 34.3人/ha

目標2 都市機能誘導区域内の誘導施設数

誘導区域	機能分類	施設分類	基準値 (計画策定時)	目標値 (2042年)
神栖・平泉	商業	大規模小売店舗	13	19(+6)
	医療	病院	0	1(+1)
波崎	商業	大規模小売店舗	5	7(+2)
	医療	診療所	1	3(+2)

目標3 公共交通ネットワークの充実

公共交通機関	基準値	目標値(5年後)
路線バス(3路線)	899人/日	1,000人/日
コミュニティバス(4系統)	84人/日	144人/日
デマンドタクシー	107人/日	125人/日